

第1回市区町村の支援業務のあり方に関する 検討ワーキンググループ 事務局提出資料

○	市区町村に関連する児童福祉法等の改正事項	1
---	----------------------	---

＜参考資料＞

・	市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策について	14
・	市区町村における虐待対応担当窓口及び要保護児童地域対策協議会について	32

市区町村に関連する児童福祉法等の改正事項

(1) 国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化【公布日施行・児童福祉法】

考え方

- 児童の福祉を保障するためには、その担い手となる国、都道府県、市町村それぞれが、自らの役割・責務を十分に認識し、円滑かつ効果的にその事務を遂行する必要がある。
- 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務が、現場に十分浸透しておらず、各地域で児童相談所や市町村が果たす役割にバラツキがあるなど、実態として必要な支援ができていないケースもある。

改正法による対応

- 国、都道府県、市町村それぞれの役割・責務を明確化する。

<役割・責務の分担のイメージ>

児童・保護者・妊産婦等

児童の身近な場所における継続的な支援

市町村

助言・援助

都道府県（児童相談所）

児童が適切に養育される体制の確保、助言、情報の提供

国

地域における支援の体制、専門性のバラツキを解消し、均てん化を図る

- ・ 一時保護、施設入所等措置など専門的な知識・技術を要する支援
- ・ 広域的な対応

(2) 市町村における支援拠点の整備

【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 児童・家庭への支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要。
- 市町村における支援の水準は、地域ごとにバラツキがあり、格差が生じているほか、在宅での支援のための基盤が十分整備されていない。

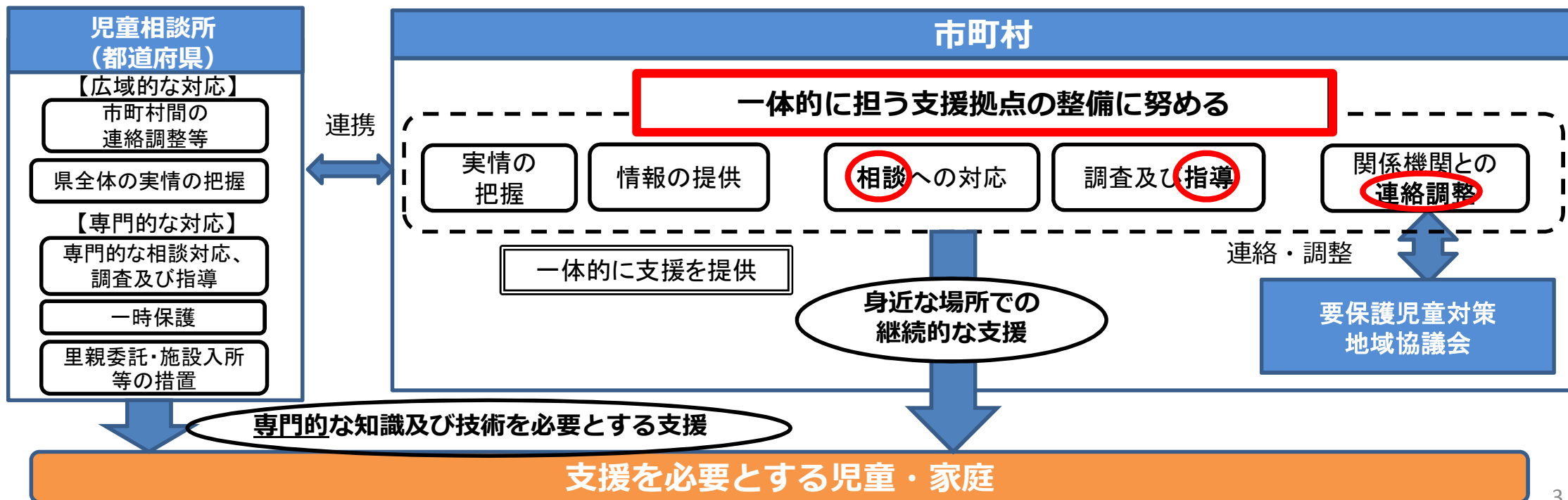
市町村における支援体制を一層充実させる必要がある。

改正法による対応

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(第10条の2)

- ※ 拠点においては、児童家庭に関する実情の把握、情報の提供、相談対応、調査・指導、関係機関との連絡調整を一体的に担うことを想定。子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能。
- ※ 物理的に新たな施設を設置するだけでなく、既存の機関・施設も活用しつつ、拠点としての機能を明確化することを想定。
- ※ 併せて、市町村レベルで上記の業務を一体的に担う事業(予算)の創設を検討。

<市町村における支援拠点のイメージ>

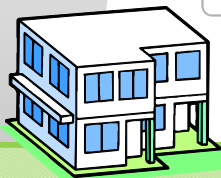


市町村における支援拠点のイメージ

市区町村

都道府県

ポピュレーション・アプローチ



子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで実施

乳児家庭全戸訪問事業

1歳6か月・3歳児健診

地域子育て支援拠点事業

利用者支援事業

一時預かり事業

児童館

子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業

要保護児童等に対する支援の拠点（仮称）

- 児童、保護者等からの養育困難な状況や虐待等に関する相談
- 生活状況や実態把握等を行うための家庭訪問等
- 通所、訪問等による継続的なソーシャルワークやカウンセリング等
・児童相談所からの委託を受けて行う通所・在宅による指導措置を含む
- 通所又は訪問型の在宅支援サービス



複数市町村による共同設置
又は委託可



養育支援訪問事業

子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業

○措置解除後の児童等が安定して生活していくための継続的な支援

要保護児童対策地域協議会
調整機関を担うことも可

児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市町村援助（市町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

里親

乳児院

児童養護施設

児童心理治療施設

ハイリスク・アプローチ

(参 考)

東京都「子供家庭支援センター事業」の概要

趣 旨	子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子供と家庭を支援するネットワークの構築を図る。																													
実施主体	区市町村。ただし、社会福祉法人へ委託して行うこともできる。																													
センターの種類	① 先駆型子供家庭支援センター（以下「先駆型」という。） ② 従来型子供家庭支援センター（以下「従来型」という。） ③ 小規模型子供家庭支援センター（以下「小規模型」という。）																													
実施事業	先駆型は、次の①から④を実施し、⑤を実施することができる。 従来型及び小規模型は、①②の事業を行うほか、④及び⑤のⅡの事業を実施することができる。 ① 子供家庭総合ケースマネジメント事業 ・ 子供と家庭に関するあらゆる総合相談 ・ 在宅サービス（ショートステイ、トワイライトステイ、一時預かり等）の提供・調整 ・ サービス調整（関係機関の連携による援助の実施） ② 地域組織化（子育てグループ等地域のグループ活動の支援） ③ 要支援家庭サポート事業（虐待家庭等に対する見守りサポート事業、専門職や育児支援ヘルパーによる養育支援訪問事業） ④ 在宅サービス基盤整備事業（区市町村が実施する子供家庭在宅サービス事業の担い手となりうる養育家庭の普及等） ⑤ 専門性強化事業（Ⅰ 虐待対応の強化、Ⅱ 心理的ケアへの取組）【*】																													
職員体制	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>種 別</th><th>資 格 等</th></tr><tr><td colspan="2">子供家庭支援ワーカー</td><td>常 2 及び非 1</td><td>社会福祉士、保健師、経験豊富者等</td></tr><tr><td colspan="2">専門相談員</td><td>非 1</td><td>医師、保健師、教育関係者等</td></tr><tr><td colspan="2">地域活動ワーカー</td><td>非 1</td><td>活動経験者等</td></tr><tr><td colspan="2">虐待対策ワーカー【先駆型】</td><td>常 1</td><td>児童福祉法第 1 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する者</td></tr><tr><td rowspan="2">専門性強化事業【*】</td><td>（虐待対策ワーカー）</td><td>基本分：常 1 加算分：児童人口規模に応じて常 1～常 5</td><td>児童福祉法第 1 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する者（加算分は、児童人口 1 8, 0 0 1 人以上の自治体について、9, 0 0 0 人ごとに 1 人配置する。）</td></tr><tr><td>（心理専門支援員）</td><td>常 1 又は非 2 以上</td><td>臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等</td></tr></table> ※ 小規模型は、子供家庭支援ワーカーは 2 名の配置で可（うち 1 名は、他の児童福祉事業に従事する常勤職員が兼務することができる。） ※ 虐待対策ワーカーは、先駆型子供家庭支援センターを設置している場合に必ず配置 ※ 子供家庭支援センターは、専門相談員と地域活動ワーカーとの兼務が可能			区 分		種 別	資 格 等	子供家庭支援ワーカー		常 2 及び非 1	社会福祉士、保健師、経験豊富者等	専門相談員		非 1	医師、保健師、教育関係者等	地域活動ワーカー		非 1	活動経験者等	虐待対策ワーカー【先駆型】		常 1	児童福祉法第 1 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する者	専門性強化事業【*】	（虐待対策ワーカー）	基本分：常 1 加算分：児童人口規模に応じて常 1～常 5	児童福祉法第 1 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する者（加算分は、児童人口 1 8, 0 0 1 人以上の自治体について、9, 0 0 0 人ごとに 1 人配置する。）	（心理専門支援員）	常 1 又は非 2 以上	臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等
区 分		種 別	資 格 等																											
子供家庭支援ワーカー		常 2 及び非 1	社会福祉士、保健師、経験豊富者等																											
専門相談員		非 1	医師、保健師、教育関係者等																											
地域活動ワーカー		非 1	活動経験者等																											
虐待対策ワーカー【先駆型】		常 1	児童福祉法第 1 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する者																											
専門性強化事業【*】	（虐待対策ワーカー）	基本分：常 1 加算分：児童人口規模に応じて常 1～常 5	児童福祉法第 1 3 条第 2 項各号のいずれかに該当する者（加算分は、児童人口 1 8, 0 0 1 人以上の自治体について、9, 0 0 0 人ごとに 1 人配置する。）																											
	（心理専門支援員）	常 1 又は非 2 以上	臨床心理士、臨床発達心理士、大学や大学院において心理学を専攻し卒業した者等																											
施設・設備	原則として次の施設を設ける。 ①相談室（相談の秘密が守られること） ②地域活動室（講習会、グループ活動用） 																													

(注) 本資料は、東京都福祉保健局少子化社会対策部家庭支援課が作成した資料を、厚生労働省において必要事項のみを抜粋したもの。

5

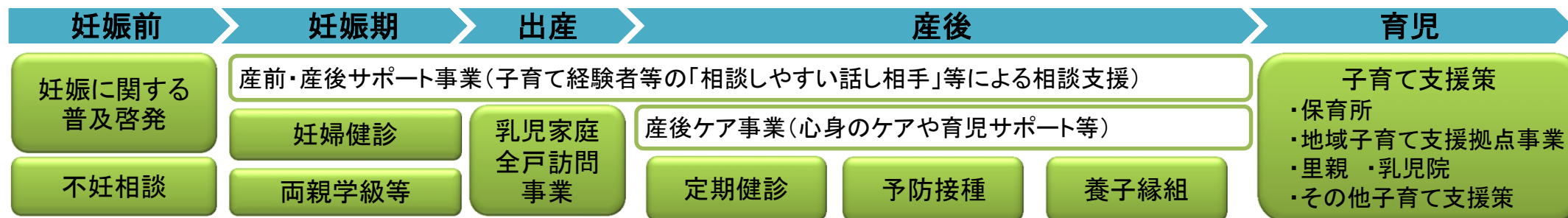
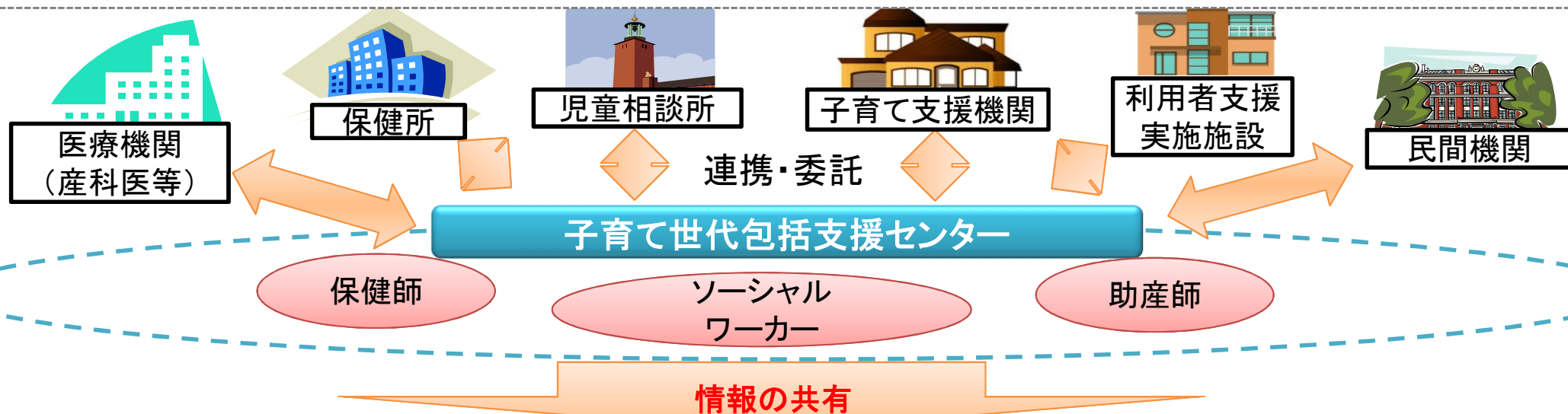
(3) 子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**を提供する**子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援**を実施。
 - 子育て世代包括支援センターには、**保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。**
 - **子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。**
 - **平成27年度実施市町村数：138市町村** ➢ **平成28年度実施市町村数(予定)：251市町村(423か所)**
- ※ 法律上の名称は「母子健康包括支援センター」(母子保健法・平成29年4月1日施行)

地域ごとの工夫をこらして子育て世代包括支援センターを立ち上げ、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、**妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成**

地域の実情に応じて、**産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施**

妊産婦等を支える
地域の包括支援体制の構築



子育て世代包括支援センターの実施状況

	自治体名	
1	北海道	函館市
2		今金町
3		上富良野町
4		幕別町
5	青森県	黒石市
6		鱒ヶ沢町
7	岩手県	遠野市
8	宮城県	石巻市
9		名取市
10	秋田県	岩沼市
11		男鹿市
12	山形県	山形市
13		山辺町
14	茨城県	朝日町
15		古河市
16		結城市
17		笠間市
18	群馬県	前橋市
19		高崎市
20		館林市
21	埼玉県	行田市
22		和光市
23	千葉県	習志野市
24		我孫子市
25		君津市
26		浦安市
27	東京都	港区
28		新宿区
29		文京区
30		墨田区
31		江東区
32		品川区
33		中野区
34		杉並区
35		豊島区
36		葛飾区
37		東大和市

	自治体名	
38	神奈川県	横浜市
39		横須賀市
40		秦野市
41		葉山町
42	新潟県	新潟市
43		新発田市
44		燕市
45		妙高市
46	富山県	富山市
47		高岡市
48		南砺市
49	石川県	金沢市
50		小松市
51		加賀市
52		能美市
53	福井県	越前市
54	山梨県	山梨市
55		韮崎市
56		南アルプス市
57		北杜市
58		甲州市
59	長野県	笛吹市
60		須坂市
61		伊那市
62		佐久市
63		塩尻市
64		駒ヶ根市
65		飯島町
66	静岡県	辰野町
67		山形村
68		静岡市
69		三島市
70		掛川市

	自治体名	
71	愛知県	豊田市
72		高浜市
73	三重県	春日井市
74		津市
75		四日市市
76		伊勢市
77		松阪市
78		名張市
79		多気町
80		いなべ市
81	滋賀県	長浜市
82		近江八幡市
83		野洲市
84		東近江市
85		愛荘町
86	京都府	甲良町
87		京都市
88	大阪府	大阪市
89		堺市
90		東大阪市
91		泉大津市
92		枚方市
93		八尾市
94		箕面市
95		田尻町
96		岬町
97	兵庫県	神戸市
98		姫路市
99		三木市
100		養父市
101		朝来市
102		加東市
103	奈良県	奈良市
104		大和高田市
105		葛城市
106		田原本町
107	和歌山県	有田市

	自治体名	
108	鳥取県	鳥取市
109		日吉津村
110		大山町
111		南部町
112	島根県	松江市
113	岡山県	新見市
114		勝央町
115	広島県	広島市
116		東広島市
117		海田町
118		坂町
119	山口県	下関市
120		宇部市
121		岩国市
122		光市
123	徳島県	鳴門市
124	香川県	丸亀市
125		善通寺市
126	高知県	高知市
127	福岡県	直方市
128	佐賀県	吉野ヶ里町
129		みやき町
130	熊本県	熊本市
131		玉東町
132	宮崎県	宮崎市
133		綾町
134	鹿児島県	鹿児島市
135		枕崎市
136		霧島市
137		伊佐市
138	沖縄県	今帰仁村

合計：138市町村で実施

(4) 支援を要する妊婦等に関する情報提供

【平成28年10月施行・児童福祉法】

考え方

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は4割強を占める。
 - 0歳児の死亡事例の背景として、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等がある。
- ➡ 支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。

改正法による対応

- 支援を要する妊婦等（※）を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- ※「支援を要する妊婦等」とは
- ① 特定妊婦：出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）
 - ② 要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童）

今後の対応（予定）

- 「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日雇児総発第0727004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）の改訂または新たな通知文を発出予定（9月中下旬目途）。
- 【主な変更内容】
- 1 「特定妊婦」及び「要支援児童」の状況（指標）例を新たに作成・提示し、医療機関等における情報提供が円滑に行えるよう支援
 - ① 改めて医療機関等への周知及び協力依頼
 - ② 特定妊婦等の情報受理先となる市町村の担当部署の明確化
 - 2 学齢期の支援を要する児童に関する市町村の役割を新たに記載
 - 市町村が学校等の関係機関とともに、要支援児童への支援を担う体制づくりを検討

(5) 児童・保護者に対する通所・在宅支援【公布日施行・児童福祉法】

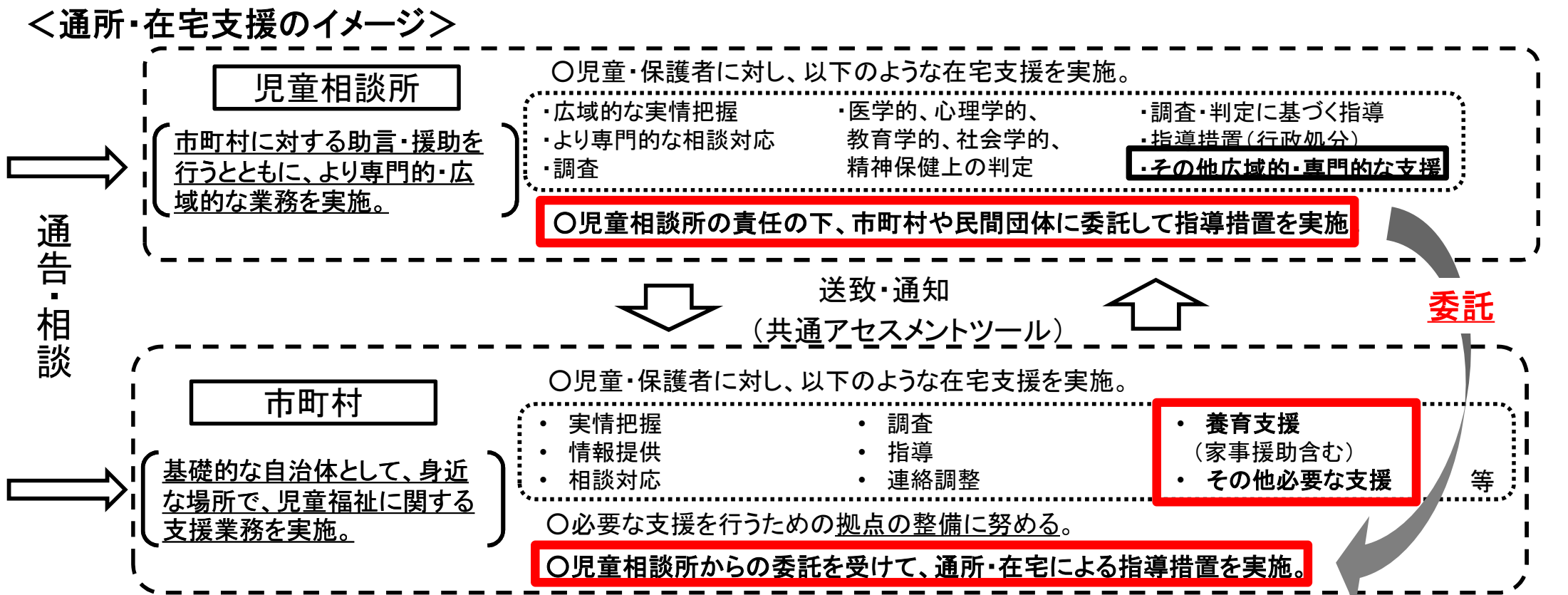
考え方

○ 児童相談所が相談対応等を行った児童のうち多く(9割強)は、施設入所等措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない。

➡ 市町村が、身近な場所で、児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要がある。

改正法による対応

- 市町村は、児童・保護者に対し、養育支援などの必要な支援を行うことを明確化。
- 児童相談所による指導措置(通所・在宅)について、委託先として市町村を追加。



※ 指導措置の「指導」には、市町村の養育支援などを受けるよう指導することを含む。

(6) 児童相談所から市町村への事案送致【平成29年4月施行・児童福祉法 児童虐待防止法】

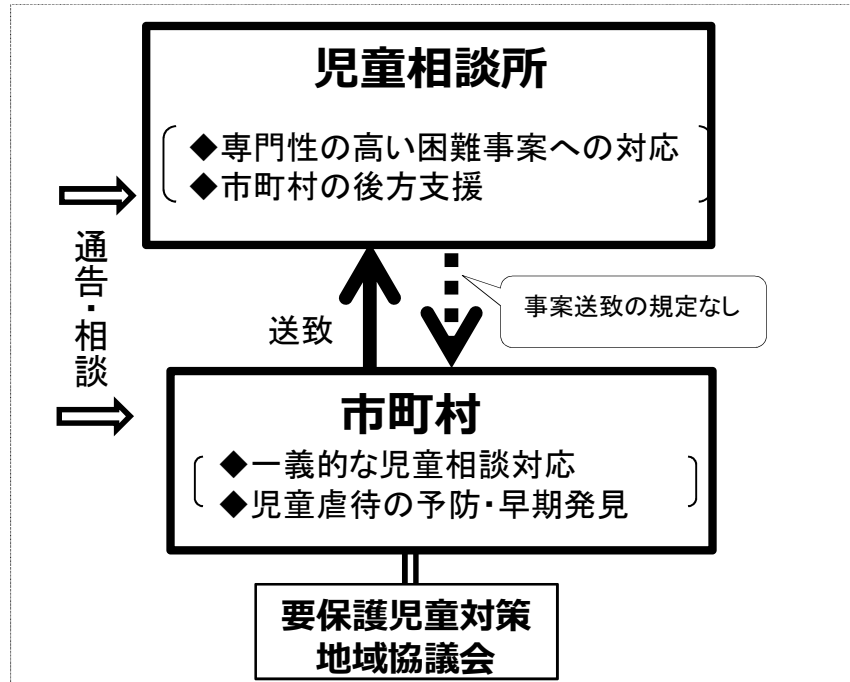
考
え
方

- 児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準(尺度)がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている。
- ➡ 児童相談所と市町村の間で、初期対応が遅滞なく、見落としなく行われるようにする必要がある。

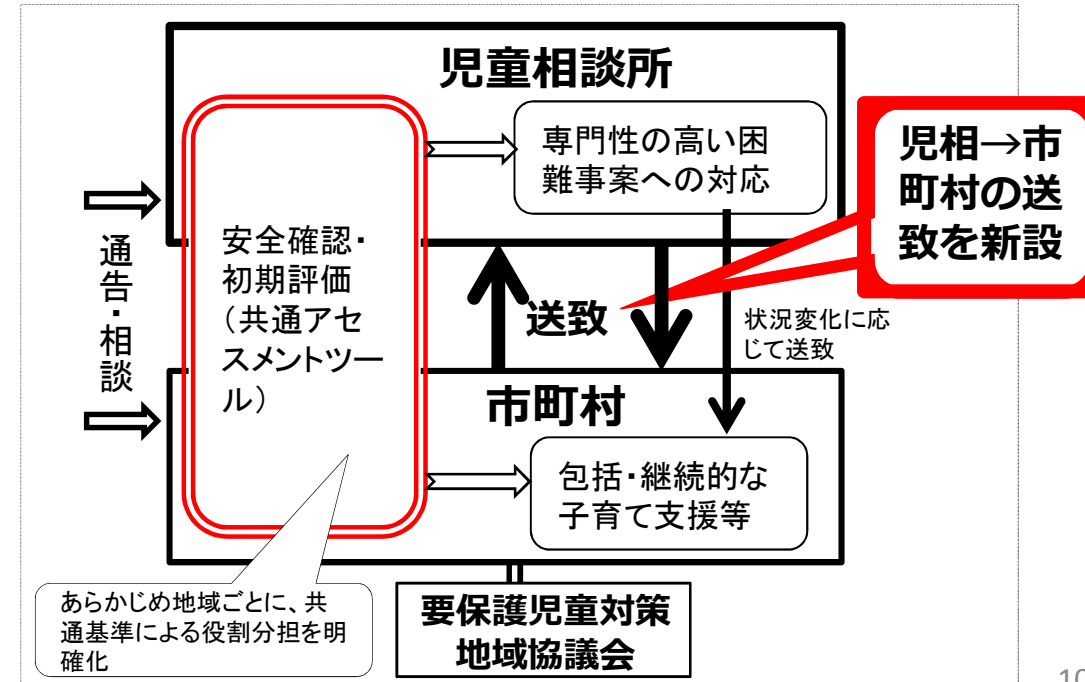
改正法による対応

- 一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設。
- ※ 改正前の法律においては、市町村から児童相談所への送致のみ規定。
- ※ 併せて、その前提として、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、あらかじめ地域ごとに、共通基準による役割分担を明確化。(市町村への押しつけにならない仕組みとする。国として共通アセスメントツールを示した上、各地域における児童相談所と市町村との役割分担は、地域の実情に応じて定めることを可能とする。)
- ※ 併せて、要保護児童の通告の在り方、児童相談所の業務の在り方についても検討。

【現行（平成16年改正～）】



【今回の改正後】



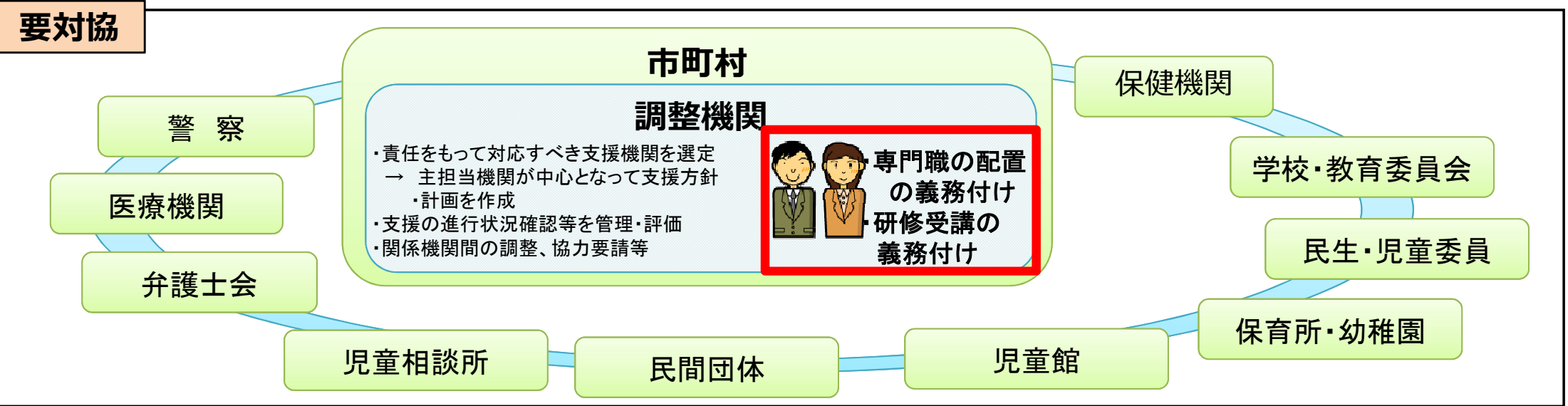
(7) 要保護児童対策調整機関における専門職の配置 【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- 要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

改正法による対応

- 調整機関に専門職の配置を義務付け（現行は努力義務）。- 児童福祉司たる資格を有する者、保健師、保育士等
 - 調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け。
- ※ 要対協の運営の改善策として、①要対協において情報共有すべき児童等の範囲の明確化、②協議に時間を要する場合の主たる支援機関の選定、などの取組を進める。
- ※ 「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」にて、研修科目等を検討



<調整機関における専門職の配置状況>（平成27年4月1日時点）

区分	市区	町	村	合計
地域協議会設置数	812	734	180	1,726
調整機関における専門職の配置状況	760	495	132	1,387
	93.6%	67.4%	73.3%	80.4%

(8) 母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



母子保健法に基づく
母子保健事業



児童虐待の
発生予防 ・ 早期発見
に資することの明確化



母子保健事業の実施を
通じた児童虐待の発生
予防・早期発見の実現

考え方

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。

改正法による対応

- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

(9) 関係機関等による調査協力【平成28年10月施行・児童虐待防止法】

考
え
方

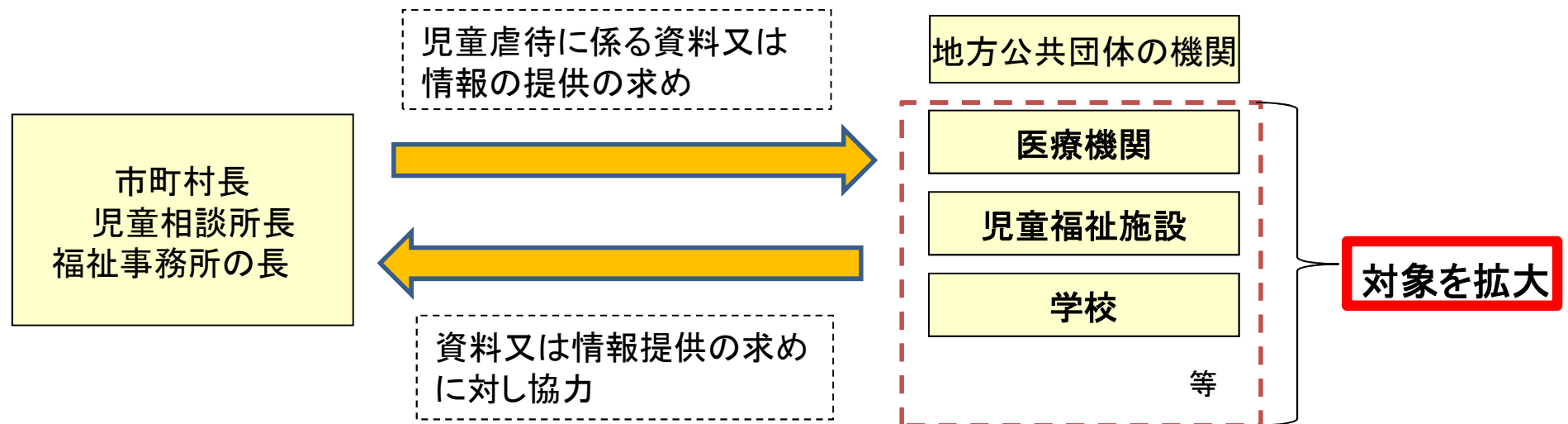
- 児童虐待に係る情報は、児童相談所・市町村における児童の安全確保、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護等の観点から、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等関係機関から提供を受けられない場合がある。

改正法による対応

- 児童相談所、市町村等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

※ 改正前の法律においては、地方公共団体の機関のみ、資料等を提供できることを規定。

<調査協力のイメージ>



<参考資料>

- ・ **市区町村における子育て支援施策及び
母子保健施策について**

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。
(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

「利用者支援事業」の概要

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。（平成27年度実施か所数 344か所（交付決定ベース））

【利用者支援】

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、

- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンサルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい（平成27年度実施か所数 291か所（交付決定ベース））

母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置（平成27年度実施か所数 295か所（交付決定ベース））

地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成27年度
実施か所数
(交付決定ベース)

6,818か所



地域で子育てを支える

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。	①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

乳児家庭全戸訪問事業(概要)

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

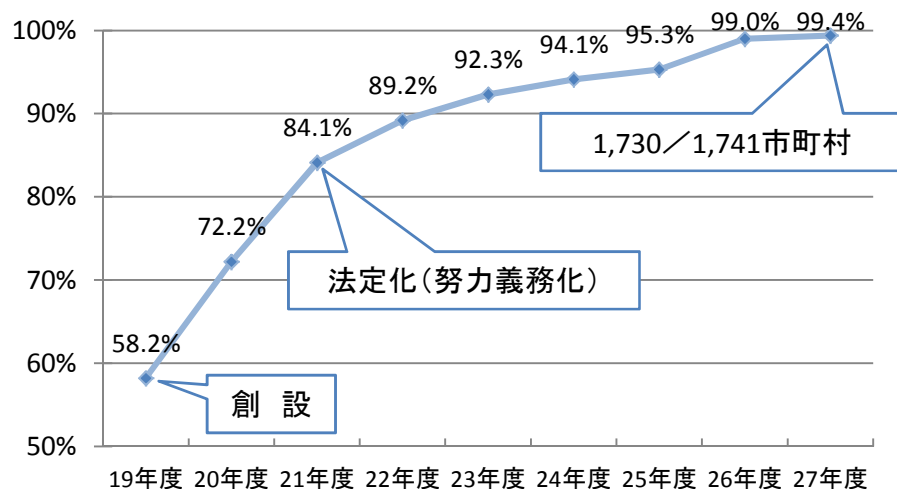
(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

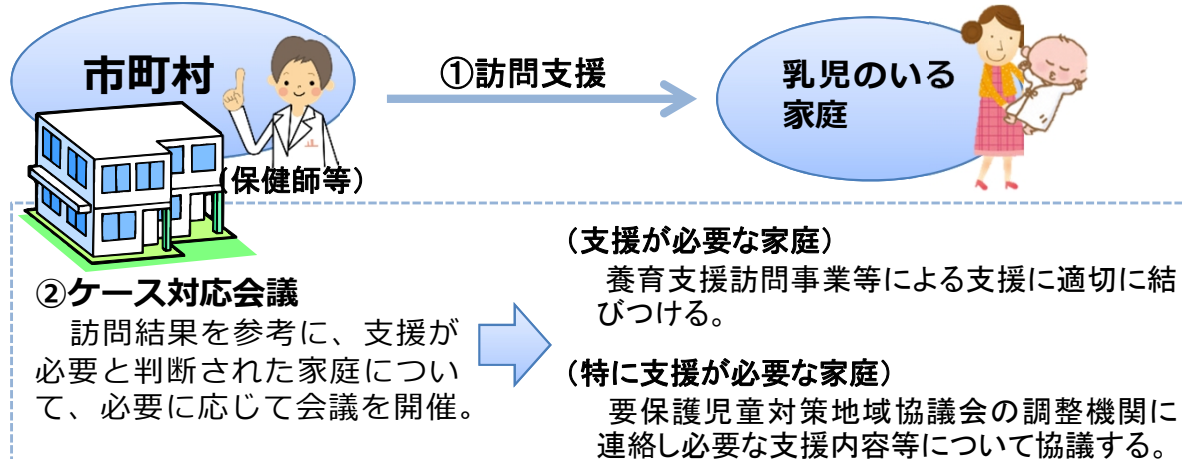
(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



養育支援訪問事業(概要)

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

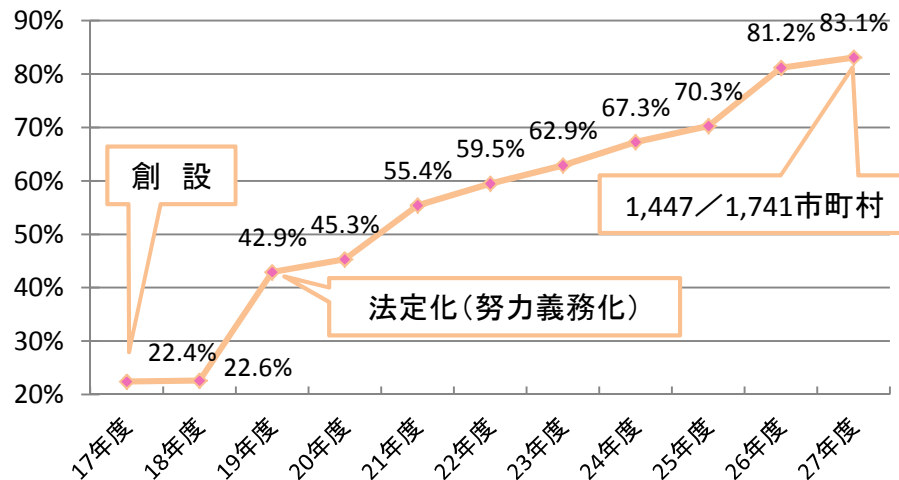
(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

2. 事業の内容

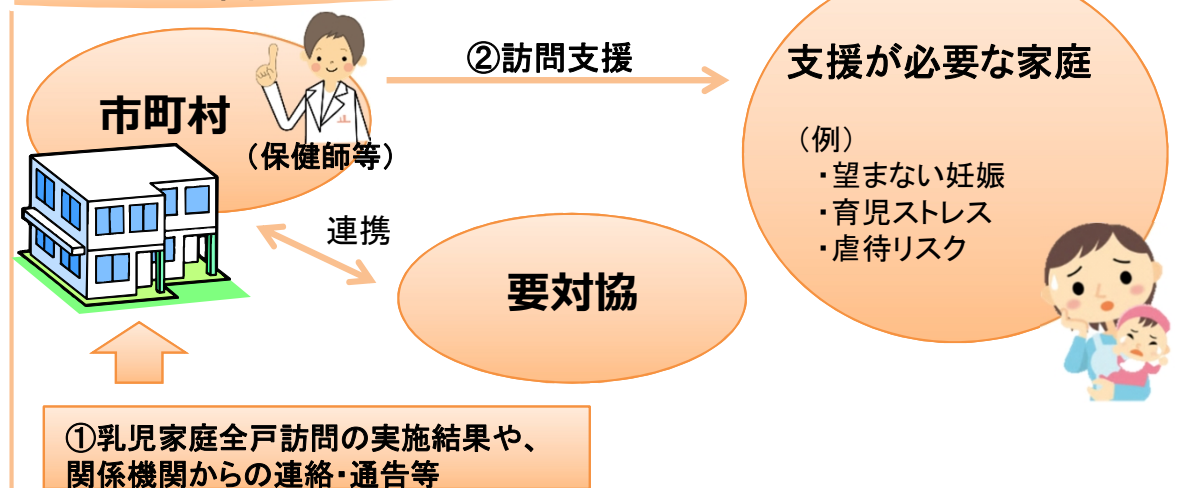
内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
 - (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 訪問支援者(事前に研修を実施)
 - ・専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. イメージ図



子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(概要)

1. 事業の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金
補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

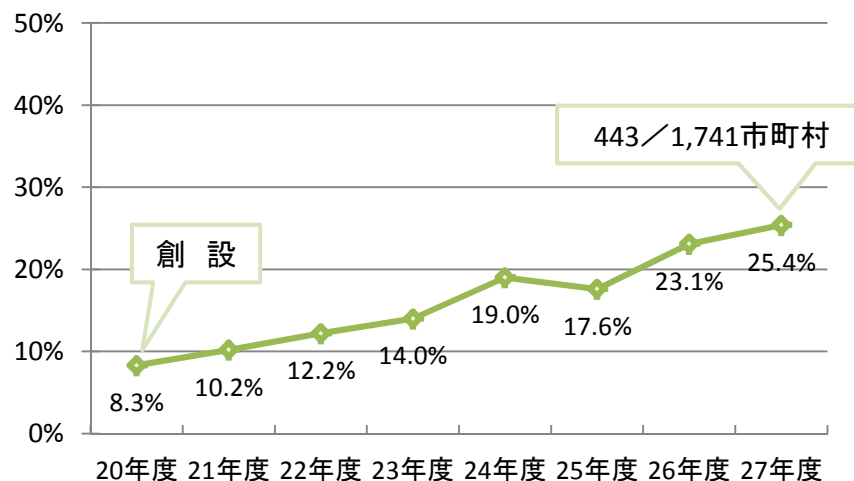
(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
- ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等

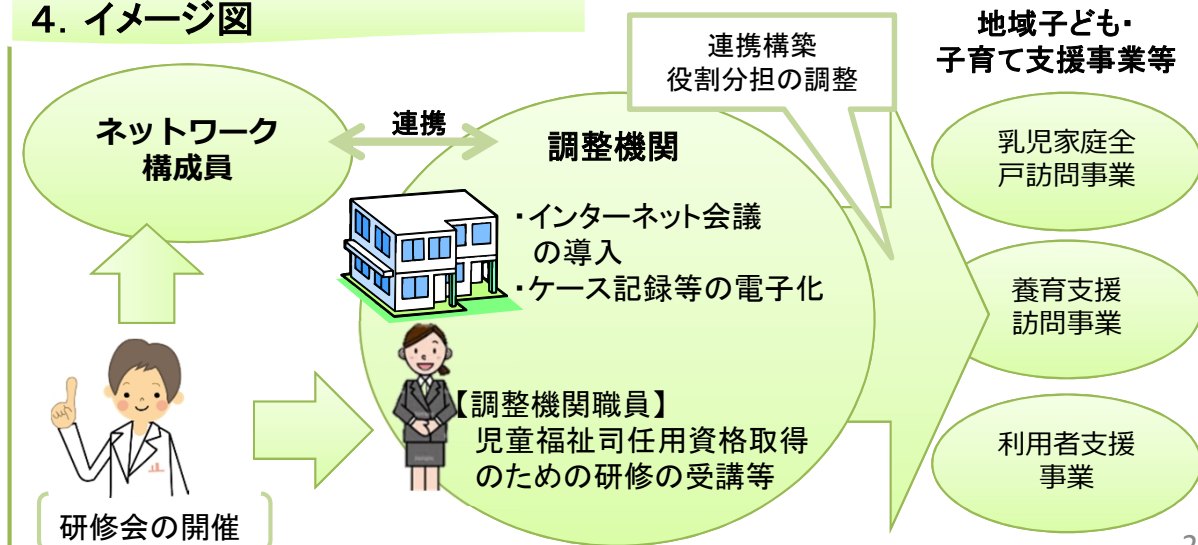
(2) ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

3. 実施率の推移



4. イメージ図



子育て短期支援事業

目的・概要

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業を実施。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	355か所	614か所	651か所	671か所	678か所	711か所	740か所

※ 母子家庭以外の利用者也利用可能

※ 平成27年度変更交付決定ベース

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	107か所	329か所	354か所	358か所	364か所	370か所	375か所

※ 母子家庭以外の利用者也利用可能

※ 平成27年度変更交付決定ベース

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。

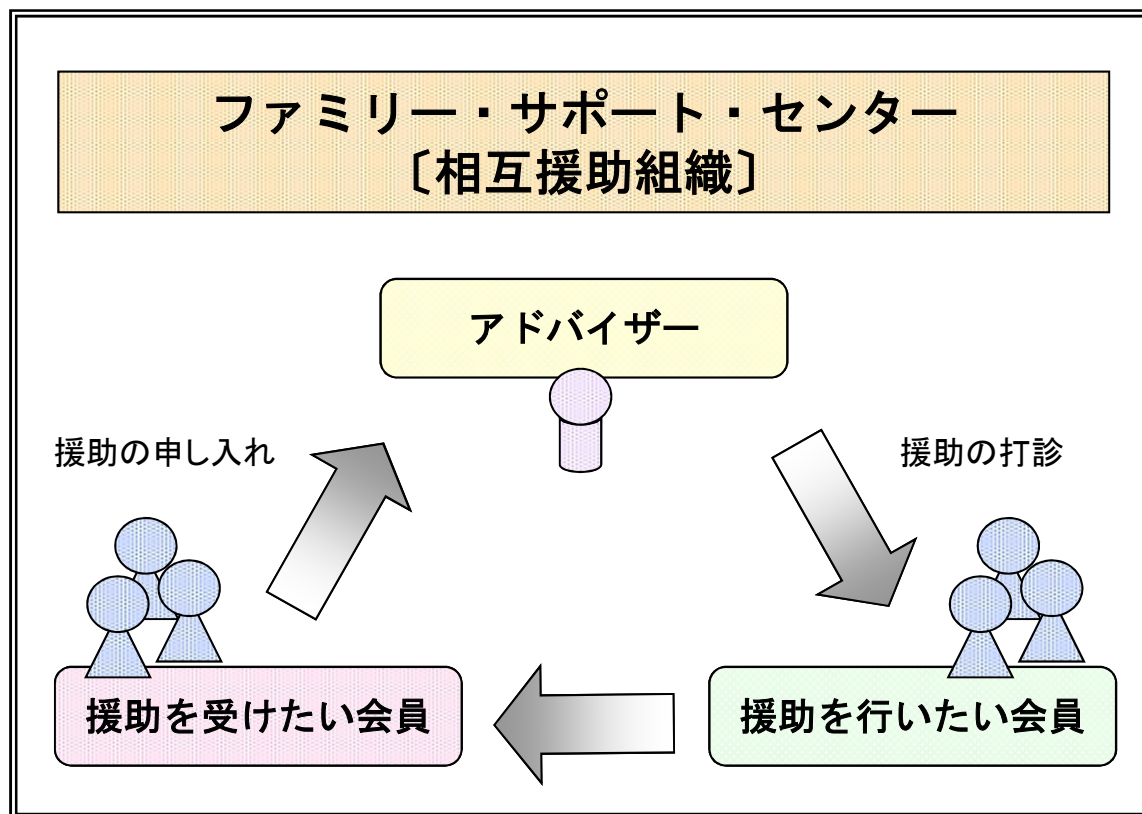
なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。

さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

○相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応（平成21年度から）

○実施市区町村 ※平成27年度（交付決定ベース）
809市区町村



一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型	③ 余裕活用型	④ 居宅訪問型	⑤ 地域密着Ⅱ型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)				
対象児童	主として 保育所 、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児 で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	主として 保育所 、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ▼ ひとり親家庭等 で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼ 離島その他の地域 において、保護者が 一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準			—	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて 行う。
	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める 保育所の基準に準じて 行う。				
	職員配置				
実施要件	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち 保育士等を1／2以上 。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。 ※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 ※幼稚園型については当分の間保育士等の配置の割合、保育士等以外の教育・保育従事者の資格について緩和措置あり。			研修を修了した保育士、家庭的保育者 又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。	担当者 のうち、保育について経験豊富な 保育士を1名以上 配置。担当者は2人を下ることはできない。保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。
実施か所数 (平成26年度)	8, 594か所	(※ 平成27年度創設)	179か所	(※ 平成27年度創設)	(※ 一般型の内数)

児童館の概要

1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等

2. 設置状況

- 4, 598か所 公営:2, 794か所
民営:1, 804か所
＜社会福祉施設等調査(平成26年10月1日現在)＞

3. 設置及び運営主体

- 都道府県、指定都市、市町村、社会福祉法人等

4. 児童館の設備と職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

5. 公的助成

- 施設整備費
・平成28年度予算
次世代育成支援対策施設整備交付金(57億円)の内数 [補助率:定額(1/3相当)]
- 運営費
平成24年度から地方交付税措置

6. 運営について

- 児童館ガイドライン
児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの(平成23年3月雇用均等・児童家庭局長通知)
- 児童館実践事例集
好事例を事例集としてとりまとめたもの(平成25年3月)

妊娠・出産等に係る支援体制の概要



妊娠

出産

乳児

幼児

○健康診査
○保健師等の訪問事業等
(市町村)



母子健康手帳の交付・
妊娠の届け出・

妊婦健診

保健師・助産師等による
妊婦訪問

母親学級・両親学級

新生児訪問

乳児家庭全戸訪問
(こんにちは赤ちゃん)

1歳6ヶ月健診

3歳児健診

養育支援訪問 (要支援家庭への支援)

予防接種

妊娠・出産・
子育てに
関する
相談窓口



市町村

子育て世代包括支援センター

保健センター、地域子育て支援拠点

都道府
県等

女性健康支援センター、保健所、福祉事務所、児童相談所

※妊婦健診費用については、全市町村において14回分を公費助成。

また、出産費用については、医療保険から出産育児一時金として原則42万円を支給。

妊婦健康診査について



根 拠

○ 母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回
- (※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。)

公費負担の現状(平成27年4月現在)

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施
- 里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、全ての市区町村で実施

公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。
(実施期限:平成24年度末まで)
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根 拠 (母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

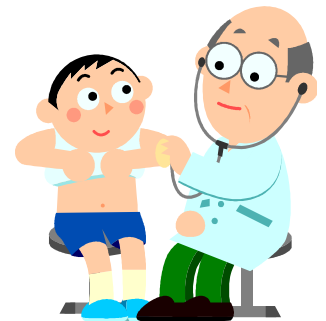
○ 受診人数(受診率) 1,004,202人(95.5%)

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 1,009,176人(94.1%)



受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(平成26年度)による。

母子健康手帳について

概 要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付(母子保健法第16条第1項)。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項(省令事項):** 妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項(通知事項):** 妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

沿 革

年次	名称	内容
昭和17年～	妊産婦手帳	出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等
昭和23年～	母子手帳	乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加
昭和41年～	母子健康手帳	医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加(育児日誌的性格も付加)
平成4年～	母子健康手帳	交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ必須記載事項(省令)及び任意記載事項(通知)の様式改正を行った。→平成24年4月1日から各市町村において新様式を交付

産後ケア事業について

※「母子保健医療対策総合支援事業」のメニューとして実施

事業目的等

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。
(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。平成27年度は61市町村において実施。)

実施主体

市町村(本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

対象者

家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、「(1)産後に心身の不調又は育児不安等がある者」、又は「(2) その他特に支援が必要と認められる者」
(対象者の選定に当たっては、退院直後の褥婦は心身の回復期にあり孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮)

事業の実施方法及び内容

○実施方法

- (1)「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供及び心身のケアや育児のサポート等を実施。
- (2)「デイサービス型」・・・日中、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等を実施。
- (3)「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等を実施。

○内容

原則として(1)及び(2)を実施、必要に応じて(3)から(5)を実施。

- (1)褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む) (2)褥婦に対する療養上の世話
 - (3)産婦及び乳児に対する保健指導 (4)褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング (5)育児に関する指導や育児サポート等
- ※利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収。

実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。
(宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)

実施場所等

- (1) 宿泊型・・・原則として、利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育室等を有する施設において実施。
- (2) デイサービス型・・・ 個別又は集団で支援を行うことができる設備を有する施設において実施。

<参考資料>

- ・ **市区町村における虐待対応担当窓口及び
要保護児童地域対策協議会について**

市町村における虐待対応担当窓口の設置状況

＜平成27年4月1日時点＞

区 分	指定都市・児童相談所設置市	市・区（30万人以上）	市・区（10万人～30万人未満）	市・区（10万人未満）	町	村	合 計
市町村数	22	62	203	526	745	183	1,741
児童福祉主管課	5	41	151	328	437	73	1,035
	22.7%	66.1%	74.4%	62.4%	58.7%	39.9%	59.4%
母子保健主管課	0	0	0	5	25	9	39
	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	3.4%	4.9%	2.2%
児童福祉・母子保健統合主管課	3	4	8	36	180	65	296
	13.6%	6.5%	3.9%	6.8%	24.2%	35.5%	17.0%
福祉事務所（家庭児童相談室）	5	14	29	110	4	1	163
	22.7%	22.6%	14.3%	20.9%	0.5%	0.5%	9.4%
保健センター	0	1	0	3	22	6	32
	0.0%	1.6%	0.0%	0.6%	3.0%	3.3%	1.8%
教育委員会	0	1	4	23	37	11	76
	0.0%	1.6%	2.0%	4.4%	5.0%	6.0%	4.4%
保健所	0	0	0	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%
児童相談所	3	0	1	0	1	0	5
	13.6%	0.0%	0.5%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%
障害福祉主管課	0	0	1	3	16	4	24
	0.0%	0.0%	0.5%	0.6%	2.1%	2.2%	1.4%
その他	6	1	9	18	23	13	70
	27.3%	1.6%	4.4%	3.4%	3.1%	7.1%	4.0%

（上段：市町村数、下段：該当区分での割合）

市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況

＜平成27年4月1日時点＞

区 分			指定都市・ 児童相談所 設置市	市・区（30 万人以上）	市・区（10 万人～30万 人未満）	市・区（10 万人未満）	町	村	合計
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の 資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 （児童福祉司たる資格を有する者） （②、③又は④に該当する者を除く。）	194	185	206	176	94	6	861
			14.8%	22.5%	14.9%	7.9%	4.2%	1.4%	10.2%
		②医師	0	0	1	1	1	2	5
			0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%
		③社会福祉士	101	133	176	138	68	14	630
			7.7%	16.1%	12.7%	6.2%	3.0%	3.3%	7.5%
		④精神保健福祉士	9	10	28	20	10	2	79
			0.7%	1.2%	2.0%	0.9%	0.4%	0.5%	0.9%
		小 計	304	328	411	335	173	24	1,575
		【児童福祉司と同様の資格を有する者】 （①～④の計）	23.2%	39.8%	29.6%	15.1%	7.7%	5.7%	18.7%
	その他専門資格を 有する者	⑤保健師・助産師・看護師 （①に該当する者を除く。）	318	93	152	198	503	134	1,398
			24.3%	11.3%	11.0%	8.9%	22.3%	32.0%	16.6%
		⑥教員免許を有する者 （①に該当する者を除く。）	93	76	178	433	91	14	885
			7.1%	9.2%	12.8%	19.5%	4.0%	3.3%	10.5%
		⑦保育士 （①に該当する者を除く。）	146	87	153	256	151	19	812
			11.2%	10.6%	11.0%	11.6%	6.7%	4.5%	9.7%
		小計	557	256	483	887	745	167	3,095
		【その他専門資格を有する者】 （⑤～⑦の計）	42.6%	31.1%	34.8%	40.0%	33.0%	39.9%	36.8%
	⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事		188	83	148	175	67	14	675
			14.4%	10.1%	10.7%	7.9%	3.0%	3.3%	8.0%
	小計		1,049	667	1,042	1,397	985	205	5,345
	【一定の専門資格を有する者】 （①～⑧の計）		80.2%	80.9%	75.1%	63.1%	43.6%	48.9%	63.5%
専門資格を 有しない者		⑨①から⑧に該当しない一般事務職	155	77	237	638	1,221	206	2,534
			11.9%	9.3%	17.1%	28.8%	54.1%	49.2%	30.1%
		⑩その他	104	80	108	180	52	8	532
			8.0%	9.7%	7.8%	8.1%	2.3%	1.9%	6.3%
合 計			1,308	824	1,387	2,215	2,258	419	8,411
			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

市町村における虐待対応担当窓口職員の業務経験年数

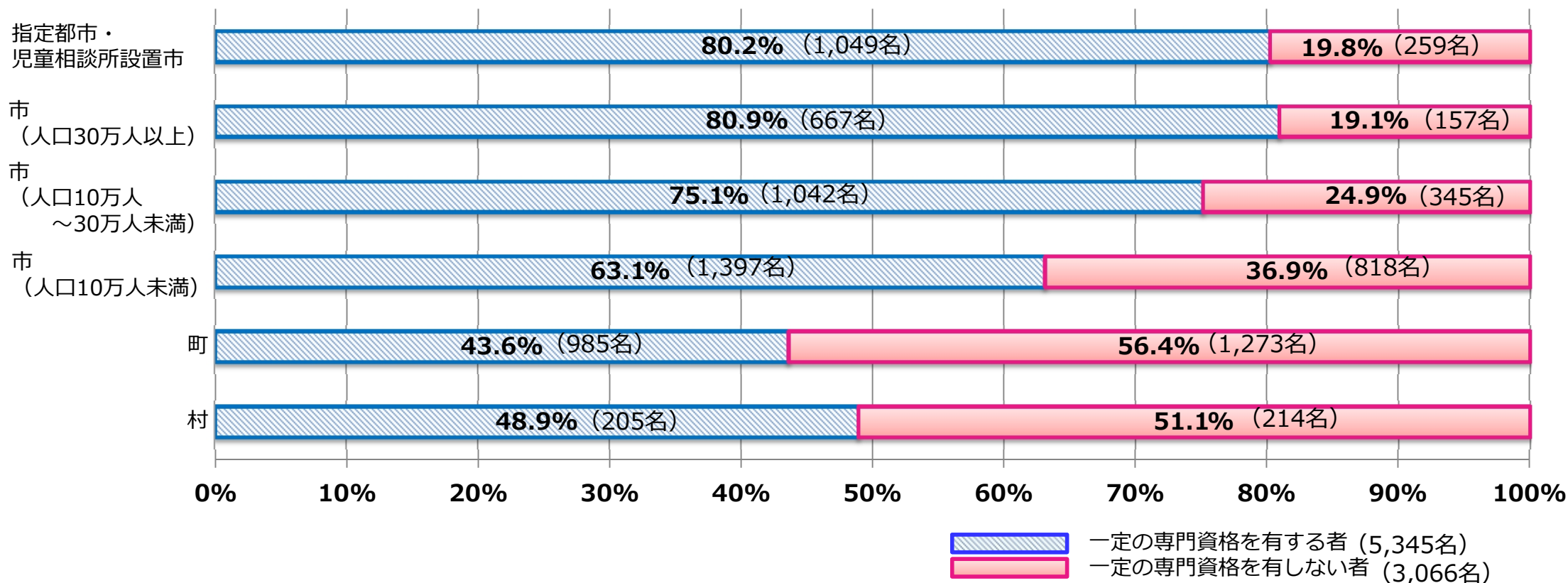
＜平成27年4月1日時点＞

区 分		6か月未満	6か月～ 1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合 計
正規職員	指定都市・児童 相談所設置市	224	19	214	247	179	104	18	1,005
		22.3%	1.9%	21.3%	24.6%	17.8%	10.3%	1.8%	100.0%
	市・区（30万人以上）	136	1	106	90	87	86	17	523
		26.0%	0.2%	20.3%	17.2%	16.6%	16.4%	3.3%	100.0%
	市・区 （10万人～30万人未満）	228	20	192	120	128	78	9	775
		29.4%	2.6%	24.8%	15.5%	16.5%	10.1%	1.2%	100.0%
	市・区（10万人未満）	403	18	276	181	227	117	12	1,234
		32.7%	1.5%	22.4%	14.7%	18.4%	9.5%	1.0%	100.0%
	町	564	27	443	273	316	266	172	2,061
		27.4%	1.3%	21.5%	13.2%	15.3%	12.9%	8.3%	100.0%
	村	81	3	70	57	67	55	45	378
		21.4%	0.8%	18.5%	15.1%	17.7%	14.6%	11.9%	100.0%
	小 計	1,636	88	1,301	968	1,004	706	273	5,976
		27.4%	1.5%	21.8%	16.2%	16.8%	11.8%	4.6%	100.0%
正規職員以外	指定都市・児童 相談所設置市	67	8	48	51	62	42	25	303
		22.1%	2.6%	15.8%	16.8%	20.5%	13.9%	8.3%	100.0%
	市・区（30万人以上）	68	7	48	41	59	49	29	301
		22.6%	2.3%	15.9%	13.6%	19.6%	16.3%	9.6%	100.0%
	市・区（10万人～ 30万人未満）	125	20	105	78	121	111	52	612
		20.4%	3.3%	17.2%	12.7%	19.8%	18.1%	8.5%	100.0%
	市・区（10万人未満）	202	30	170	114	192	187	86	981
		20.6%	3.1%	17.3%	11.6%	19.6%	19.1%	8.8%	100.0%
	町	54	9	37	20	29	42	6	197
		27.4%	4.6%	18.8%	10.2%	14.7%	21.3%	3.0%	100.0%
	村	13	1	7	4	7	8	1	41
		31.7%	2.4%	17.1%	9.8%	17.1%	19.5%	2.4%	100.0%
	小 計	529	75	415	308	470	439	199	2,435
		21.7%	3.1%	17.0%	12.6%	19.3%	18.0%	8.2%	100.0%
合 計		2,165	163	1,716	1,276	1,474	1,145	472	8,411
		25.7%	1.9%	20.4%	15.2%	17.5%	13.6%	5.6%	100.0%

市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況

1. 一定の専門資格を有する者の割合（平成27年4月1日現在）

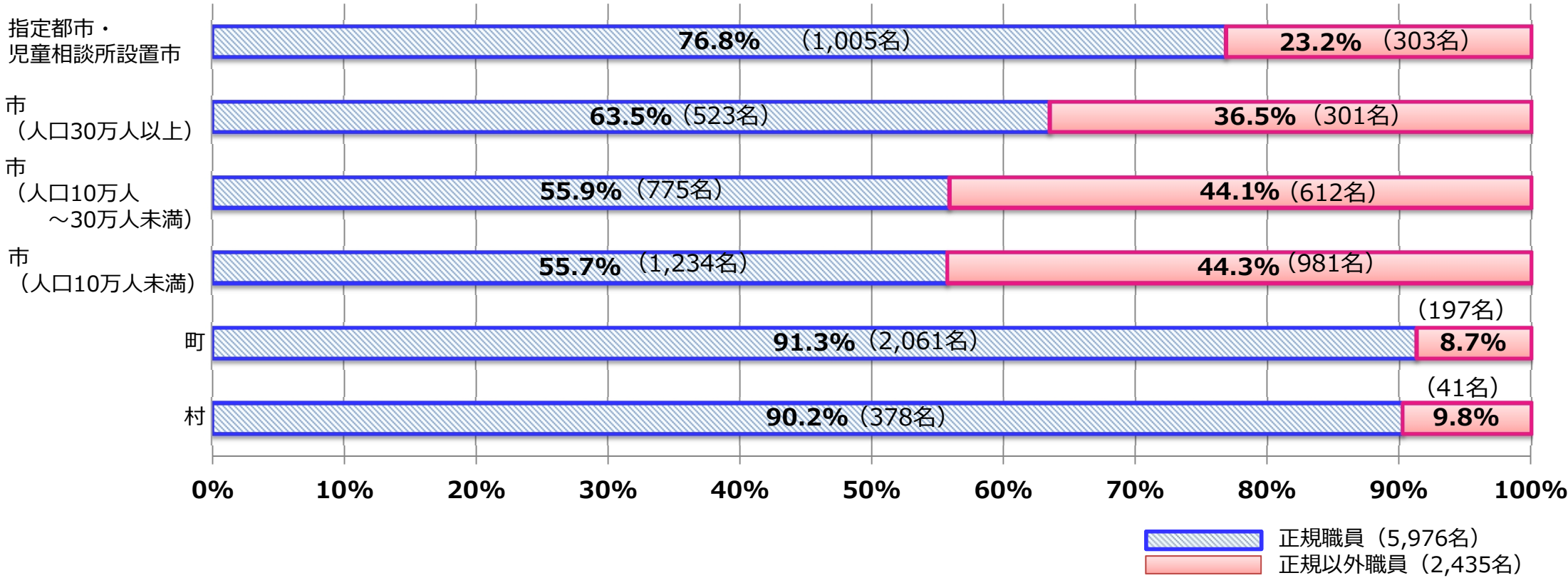
虐待対応担当窓口職員は、全国で8,411名の配置されており、そのうち、専門資格を有する者5,345名であった。指定都市・児童相談所設置市及び人口30万人以上の市においては、全体の8割は専門資格を有する者であることに対し、町及び村については、半数以上が資格を有しない者であった。



※出典：厚生労働省 雇用均等児童家庭局 総務課調べ

2. 正規職員・正規以外の職員割合（平成27年4月1日現在）

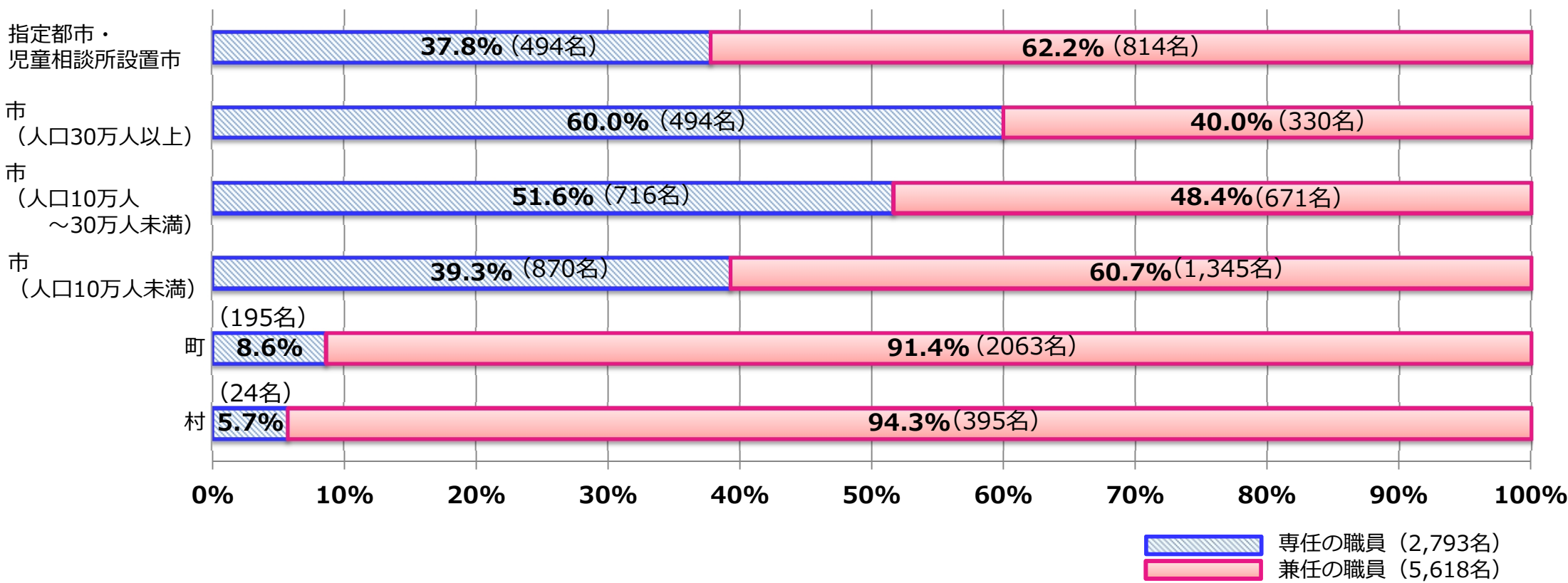
虐待対応担当窓口職員は、全国で8,411名の配置されており、そのうち、正規職員は5,976名であった。町及び村においては、全体の9割が正規職員であることに對し、人口30万人未満の市における正規職員については5割であった。



※出典：厚生労働省 雇用均等児童家庭局 総務課調べ

3. 選任の職員・兼任の職員の割合（平成27年4月1日現在）

虐待対応担当窓口職員は、全国で8,411名の配置されており、そのうち、児童虐待対応を専任で行っている職員は2,793名であった。人口10万人以上市においては、全体の半数以上が専任であることに對し、町及び村においては1割未満であった。



※出典：厚生労働省 雇用均等児童家庭局 総務課調べ

要保護児童対策地域協議会の概要

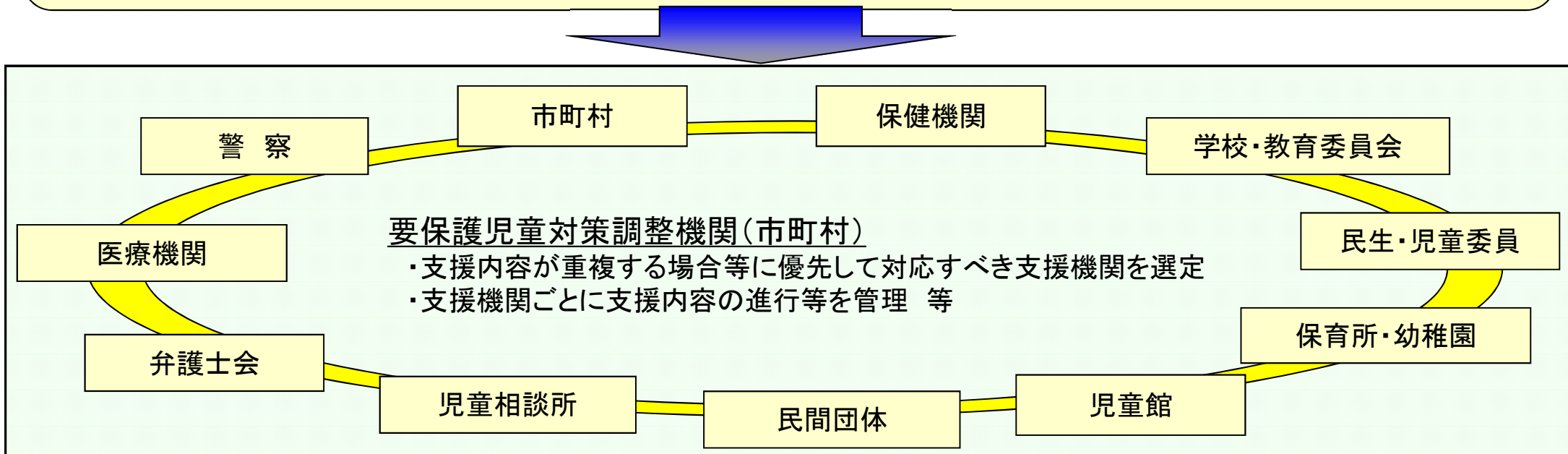
果たすべき機能

要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む。）の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成24年度	平成25年度	平成27年度
設置している市町村数（※）		1,714 (98.4%)	1,722 (98.9%)	1,730 (99.4%)
登録ケース数（うち児童虐待）		141,058 (74,657)	178,610 (84,917)	191,806 (92,140)
調整 機関 職員 数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,156	1,586	2,415
	② その他専門資格を有する職員	2,304	3,091	3,258
	③ ①②以外の職員（事務職等）	2,617	3,556	3,647
	④ 合計	6,077	8,233	9,320

※平成24、25年度：4月1日時点、27年度：平成28年2月1日時点

【出典】平成24,27年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度：子どもを守る地域ネットワーク等調査（平成25年度調査）

要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 定期的に(例えば3か月に1度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- ③ 要保護児童等対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童等について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

要保護児童対策地域協議会の設置状況の推移

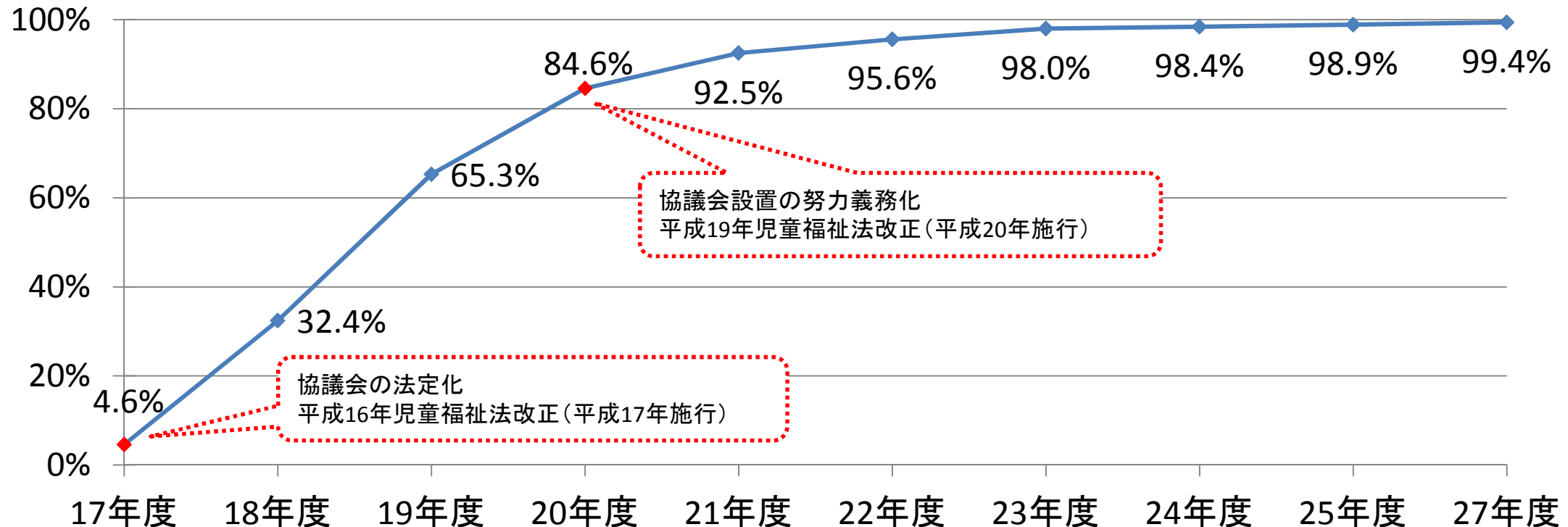
1. 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(単位：市町村)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,730
割 合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.4%

※各年度4月1日時点（27年度は28年2月1日時点）。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移



要保護児童対策地域協議会の構成機関

(平成27年4月1日現在)

区分		市区	町	村	合計	比率	
地域協議会設置数		812	734	180	1,704	100.0	
行政機関	児童福祉主管課	737	465	71	1,257	73.8	
	母子保健主管課	680	415	67	1,150	67.5	
	児童福祉・母子保健統合主管課	136	347	137	611	35.9	
	福祉事務所(家庭児童相談室)	579	198	47	809	47.5	
	保健センター	445	315	51	797	46.8	
	教育委員会	803	712	174	1,668	97.9	
	保健所	706	514	112	1,319	77.4	
	児童相談所	812	728	173	1,691	99.2	
	障害福祉主管課	560	464	103	1,116	65.5	
	警察署	805	709	164	1,656	97.2	
	法務局	508	218	32	738	43.3	
	家庭裁判所	57	15	2	63	3.7	
	その他	406	213	47	648	38.0	
関係機関・関係団体	病院・診療所	406	356	115	862	50.6	
	診療科(内数)	小児科	312	197	36	531	31.2
		産科・産婦人科	168	53	2	215	12.6
		精神科	155	44	6	200	11.7
		歯科	159	89	22	262	15.4
		その他診療科	127	222	90	437	25.6
	保育所	720	646	159	1,506	88.4	
	幼稚園	680	438	51	1,150	67.5	
	小学校	686	665	168	1,501	88.1	
	中学校	667	657	165	1,471	86.3	
	特別支援学校	238	92	10	333	19.5	
	児童館	197	112	22	323	19.0	
	乳児院	89	10	2	87	5.1	
	児童養護施設	273	69	3	326	19.1	
	情緒障害児短期治療施設	26	6	1	29	1.7	
	児童自立支援施設	24	7	2	26	1.5	
	児童家庭支援センター	149	70	16	225	13.2	
	障害児施設	108	40	3	143	8.4	
	配偶者暴力相談支援センター	131	28	5	156	9.2	
その他	218	157	21	387	22.7		
関係団体	医師会(産科医会・小児科医会以外)	718	291	24	1,014	59.5	
	産科医会	54	17	2	66	3.9	
	小児科医会	54	16	1	64	3.8	
	歯科医師会	357	68	3	409	24.0	
	看護協会	17	3	0	18	1.1	
	弁護士会	137	9	5	132	7.7	
	社会福祉協議会	468	419	96	971	57.0	
	民生児童委員協議会	779	685	149	1,591	93.4	
	NPO法人	158	55	12	209	12.3	
	里親会	57	10	1	56	3.3	
	その他	482	273	44	781	45.8	

参考(平成25年4月1日)

市町村数	比率
1,722	100.0%
1,221	70.9%
1,098	63.8%
634	36.8%
822	47.7%
791	45.9%
1,675	97.3%
1,311	76.1%
1,650	95.8%
1,090	63.3%
1,654	96.1%
755	43.8%
58	3.4%
590	34.3%
846	49.1%
509	29.6%
172	10.0%
166	9.6%
270	15.7%
467	27.1%
1,533	89.0%
1,192	69.2%
1,546	89.8%
1,507	87.5%
329	19.1%
345	20.0%
89	5.2%
321	18.6%
24	1.4%
37	2.1%
218	12.7%
142	8.2%
128	7.4%
264	15.3%
1,041	60.5%
46	2.7%
58	3.4%
405	23.5%
20	1.2%
133	7.7%
965	56.0%
1,600	92.9%
205	11.9%
54	3.1%
643	37.3%

要保護児童対策地域協議会への参加割合が高い機関は、

- ・ 行政機関では、児童相談所、教育委員会、警察署
- ・ 関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校
- ・ 関係団体では、民生児童委員協議会、医師会

といった結果となっている。

※平成27年4月1日現在
(雇用均等・児童家庭局
総務課調べ)

要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成27年4月1日時点>

〔上段：配置市区町村数
下段：配置率〕

区分						町	村	合計
	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区(30万人以上)	市・区(10万人～30万人未満)	市・区(10万人未満)			
地域協議会設置数	(812)	(22)	(62)	(204)	(524)	(734)	(180)	(1,726)
児童福祉司たる資格を有する者	454	19	53	145	237	182	34	670
	55.9%	86.4%	85.5%	71.1%	45.2%	24.8%	18.9%	38.8%
これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員	287	3	8	53	223	306	97	690
	35.3%	13.6%	12.9%	26.0%	42.6%	41.7%	53.9%	40.0%
社会福祉主事	19	0	0	2	17	7	1	27
	2.3%	0.0%	0.0%	1.0%	3.2%	1.0%	0.6%	1.6%
合 計	760	22	61	200	477	495	132	1,387
	93.6%	100.0%	98.4%	98.0%	91.0%	67.4%	73.3%	80.4%

※厚生労働省調査（平成27年度調査）

(参考) 平成25年4月1日時点の合計	739	22	61	200	456	428	109	1,276
	91.1%	100.0%	100.0%	96.6%	87.5%	58.5%	60.9%	74.1%

※厚生労働省統計調査（子どもを守る地域ネットワーク等調査（平成25年度調査））

調整機関職員の配置状況の推移について

自治体における一定の専門資格を有する者の配置状況（H27.4.1時点）

	地域協議 会設置数	一定の専門資格		児童福祉司と 同様の資格		これに準ずる者（※）		社会福祉主事	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
北海道	179	121	67.6%	53	29.6%	67	37.4%	1	0.6%
青森県	40	25	62.5%	5	12.5%	17	42.5%	3	7.5%
岩手県	33	19	57.6%	7	21.2%	11	33.3%	1	3.0%
宮城県	35	28	80.0%	6	17.1%	22	62.9%	0	0.0%
秋田県	25	21	84.0%	7	28.0%	13	52.0%	1	4.0%
山形県	35	26	74.3%	2	5.7%	23	65.7%	1	2.9%
福島県	48	38	79.2%	8	16.7%	30	62.5%	0	0.0%
茨城県	44	36	81.8%	17	38.6%	19	43.2%	0	0.0%
栃木県	25	20	80.0%	7	28.0%	13	52.0%	0	0.0%
群馬県	35	27	77.1%	8	22.9%	17	48.6%	2	5.7%
埼玉県	63	53	84.1%	32	50.8%	16	25.4%	5	7.9%
千葉県	53	45	84.9%	23	43.4%	21	39.6%	1	1.9%
東京都	61	61	100.0%	58	95.1%	3	4.9%	0	0.0%
神奈川県	33	28	84.8%	16	48.5%	12	36.4%	0	0.0%
新潟県	30	30	100.0%	18	60.0%	12	40.0%	0	0.0%
富山県	14	12	85.7%	9	64.3%	3	21.4%	0	0.0%
石川県	19	19	100.0%	10	52.6%	9	47.4%	0	0.0%
福井県	17	15	88.2%	8	47.1%	7	41.2%	0	0.0%
山梨県	27	22	81.5%	5	18.5%	17	63.0%	0	0.0%
長野県	77	67	87.0%	22	28.6%	44	57.1%	1	1.3%
岐阜県	42	31	73.8%	13	31.0%	17	40.5%	1	2.4%
静岡県	35	30	85.7%	17	48.6%	12	34.3%	1	2.9%
愛知県	54	48	88.9%	20	37.0%	27	50.0%	1	1.9%
三重県	29	29	100.0%	23	79.3%	6	20.7%	0	0.0%
滋賀県	19	19	100.0%	18	94.7%	1	5.3%	0	0.0%
京都府	26	23	88.5%	15	57.7%	8	30.8%	0	0.0%
大阪府	43	42	97.7%	39	90.7%	3	7.0%	0	0.0%
兵庫県	41	38	92.7%	30	73.2%	8	19.5%	0	0.0%
奈良県	39	32	82.1%	7	17.9%	25	64.1%	0	0.0%
和歌山県	30	23	76.7%	7	23.3%	15	50.0%	1	3.3%

	地域協議 会設置数	一定の専門資格		児童福祉司と 同様の資格		これに準ずる者（※）		社会福祉主事	
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
鳥取県	19	16	84.2%	10	52.6%	5	26.3%	1	5.3%
島根県	19	18	94.7%	8	42.1%	10	52.6%	0	0.0%
岡山県	27	25	92.6%	15	55.6%	10	37.0%	0	0.0%
広島県	23	22	95.7%	13	56.5%	8	34.8%	1	4.3%
山口県	19	18	94.7%	11	57.9%	7	36.8%	0	0.0%
徳島県	24	15	62.5%	2	8.3%	13	54.2%	0	0.0%
香川県	16	14	87.5%	7	43.8%	7	43.8%	0	0.0%
愛媛県	20	13	65.0%	3	15.0%	10	50.0%	0	0.0%
高知県	34	28	82.4%	8	23.5%	20	58.8%	0	0.0%
福岡県	60	46	76.7%	24	40.0%	21	35.0%	1	1.7%
佐賀県	20	12	60.0%	3	15.0%	9	45.0%	0	0.0%
長崎県	21	16	76.2%	11	52.4%	4	19.0%	1	4.8%
熊本県	45	25	55.6%	9	20.0%	16	35.6%	0	0.0%
大分県	18	15	83.3%	5	27.8%	10	55.6%	0	0.0%
宮崎県	26	12	46.2%	4	15.4%	7	26.9%	1	3.8%
鹿児島県	43	32	74.4%	9	20.9%	22	51.2%	1	2.3%
沖縄県	41	32	78.0%	18	43.9%	13	31.7%	1	2.4%
全国計	1,726	1,387	80.4%	670	38.8%	690	40.0%	27	1.6%

（※）保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員

